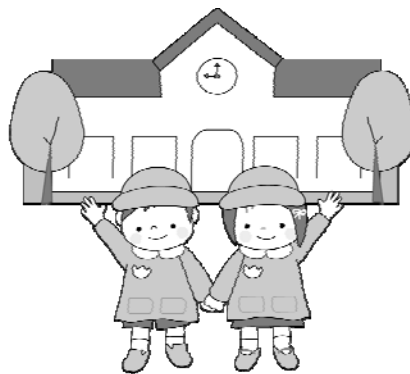


令和5年度 教育・保育施設 入園のしおり



= も く じ =

○教育・保育施設情報について	1 ページ
○認定こども園・保育所等を利用するにあたって	2 ページ
○保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所について	3 ページ
○入園対象児について	3～4 ページ
○入園手続きについて	5～9 ページ
○保育料等について	10～13 ページ
○入園申込み後の手続きについて	14 ページ
○通園バスについて	15～16 ページ
○参考（記入例など）	17～24 ページ

多可町教育委員会
こども未来課

■教育・保育施設情報について

多可町内教育・保育施設一覧

区分	公／私	施設名	所在地	利用定員		電話番号
				幼稚園部	保育園部	
幼保連携型認定こども園	私	みどりこども園	中区牧野52	15	75	32-3927
	私	あさかこども園	中区安坂495	15	90	32-0026
	私	四恩こども園	中区曾我井896-7	15	60	32-2915
	私	キッズランドかみ	加美区的場82-1	15	110	30-7770
	私	キッズランドやちよ	八千代区仕出原353	15	80	37-0001
小A	私	ちびっこランドらくえん	八千代区俵田111-22		9	37-0174

※幼稚園部はクラス年齢満3～5歳児。

保育園部はクラス年齢0～5歳児。ただし、ちびっこランドらくえんはクラス年齢0～2歳児。

表の小Aは、小規模保育事業所Aを略して記載しています。

利用定員は予定数です。

*各園の紹介につきましては、多可町ホームページにてご覧いただけます。



■ 認定こども園・保育所等を利用するにあたって

支給認定について

新制度移行幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業所など（以下「教育・保育施設」）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の支給認定を受ける必要があります。

この「子どものための教育・保育給付」とは、教育・保育施設の利用にかかる費用の総額から、保護者等から納めていただく保育料を引いた残りの費用を、公費（国・県・市町村）で負担するものです。認定を受けた子どもへの給付として、その子どもが利用する施設に支払われます。

- 1 支給認定には、3つの認定区分があります。保護者からの支給認定の申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行います。認定内容に応じた教育・保育施設を利用いただくことができます。

認定区分	教育・保育時間	年齢	対象者	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望する方	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部)
2号認定	保育標準時間 保育短時間	満3歳以上	保護者の就労や病気などの理由で保育を必要とする方	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育園部)
3号認定		満3歳未満		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育園部) ・小規模保育施設など

- 2 1号認定を受ける方は、認定こども園（幼稚園部）等と契約をします。

- 3 保育認定（2号認定または3号認定）を受ける方は、保護者の就労など保育が必要な事由やその状況によって「保育必要量（保育が必要な時間）」の認定を行います。

「保育必要量」には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」があり、次のとおり教育・保育施設等の基本的な利用時間が変わります。

(1) 保育標準時間認定・・・午前7時30分～午後6時30分までの最長11時間保育

(2) 保育短時間認定・・・午前8時30分～午後4時30分までの最長8時間保育

※ 上記(1)、(2)は多可町内の教育・保育施設等における利用時間になります。

保育を必要とする事由	保 育 必 要 量	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
就 労	月あたり120時間以上の就労が確認できる場合 (主にフルタイムの就労を想定)	月あたり48時間以上 (週3日・1日4時間以上)の就労が確認できる場合 (主にパートタイムの就労を想定)
妊娠・出産	○	○
虐待やDVのおそれ	○	○
求職中・育休中	—	○
その他	状況による	状況による

■認定こども園・小規模保育事業所・保育所・幼稚園について

認定こども園

保育所と幼稚園それぞれの機能を持つ施設です。町内の認定こども園の満3～5歳児は、各園で年齢ごとの幼稚園・保育園混合クラスで同一カリキュラムによる保育を行います。

小規模事業保育所

定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う施設です。対象年齢は、0歳～3歳未満です。

保育所

両親が働いていたり、病気であったりするために「保育が必要な子ども」を預かり、保育をする児童福祉施設です。対象年齢は、0歳から就学前までです。

幼稚園

小学校、中学校、高等学校、大学等と同じく、学校教育法に基づく学校です。ただし、義務教育機関ではありません。対象年齢は、満3歳から就学前までです。

■入園対象児について

令和5年度 クラス年齢

令和 4年4月2日以降生まれ	→	0歳児
令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ	→	1歳児
令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ	→	2歳児
平成31年4月2日～令和 2年4月1日生まれ	→	3歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	→	4歳児
平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ	→	5歳児



開園時間

午前7時30分から午後7時まで（町内教育・保育施設）

利用時間

（町内教育・保育施設）

○幼稚園部（教育標準時間認定） 午前8時30分～午後1時30分※

○保育園部（保育短時間認定） 午前8時30分～午後4時30分

○保育園部（保育標準時間認定） 午前7時30分～午後6時30分

※幼稚園部の利用時間は、施設によって異なりますので、詳細は施設にご確認ください。

町外の施設は利用時間が異なることがありますので、施設にご確認ください。

【利用時間のイメージ】

開所時間	7:30～19:00		
教育標準時間認定	一時預かり	教育時間利用 8:30～13:30 (14:30)	一時預かり
保育短時間認定	延長保育	保育短時間利用 8:30～16:30	延長保育
保育標準時間認定	保育標準時間利用 7:30～18:30		延長保育

※「一時預かり」「延長保育」を希望される場合は、各教育・保育施設へお問い合わせのうえ、直接お申し込み・お支払いください。

休業日

○幼稚園部

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・日曜日及び土曜日
- ・春季休業日※
- ・夏季休業日※
- ・冬季休業日※
- ・その他園が必要と認めた日

※春季休業日・夏季休業日・冬季休業日の詳細な日程は、各施設にご確認ください。

○保育園部

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・日曜日
- ・12月29日から翌年1月3日まで
- ・その他園が必要と認めた日



■入園手続きについて

入園要件

○認定こども園の幼稚園部・幼稚園

平成29年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた児童。

令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた児童は、満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園が可能です。

○認定こども園の保育園部・保育所・小規模保育施設等

保護者等が仕事や病気などの理由により児童を家庭で保育できない状況にあること。

8ページの「保育を必要とする事由の認定基準」により、保育の認定が決まります。

対象年齢は、町内の認定こども園は、おおむね生後8か月から就学前まで。ちびっこランドらくえんは、おおむね生後8か月から2歳児までです。(生後8か月までの入園をご希望の場合は、こども未来課へご相談ください。)

※保護者が育児休業取得期間中は、原則として入園できません(既に教育・保育施設を利用している場合を除く)。

※入園事由が妊娠、出産の方で、認定を受けた入所期間終了後も保育を必要とする場合(育児は事由に該当しません)は、入園期間中に「保育を必要とする事由証明書」を提出いただき、再認定の申請手続きをおこなってください。提出がない場合は、継続して保育ができません。また、教育・保育施設の状態により継続して保育ができない場合があります。

※入園事由が求職中の方は、仕事につかれましたら、速やかに「保育を必要とする事由証明書」の再提出をお願いします。入園後3か月に就業の確認がとれない場合は、継続して保育ができなくなる可能性があります。

申込必要書類

○認定こども園の幼稚園部・幼稚園

① 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書(児童1人につき1枚)

②【令和4年1月1日時点の住所地が町外の方】のみ 個人番号申告書

個人番号申告書は必要な方にお渡ししますので、こども未来課にお問い合わせください。

多可町ホームページからもダウンロードできます。※②のみこども未来課に提出ください。

○認定こども園の保育園部・保育所・小規模保育施設等

① 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書(児童1人につき1枚)

② 保育を必要とする事由証明書

※父母については提出が必要です。同居する65歳以下の祖父母等については、提出がない場合も入園できますが、入所選考の際減点項目として取り扱います。

※職業が、自営業・農業の場合は、地区担当の民生委員・児童委員の証明が必要です(確定申告等で事業所得の申告をされている方を除く)。民生委員・児童委員名簿(24ページ)参照。

★民生委員・児童委員に確認を依頼される際は、事前に連絡し日程調整を行ってください。

③【令和4年1月1日時点の住所地が町外の方】のみ 個人番号申告書

個人番号申告書は必要な方にお渡ししますので、こども未来課にお問い合わせください。

多可町ホームページからダウンロードできます。

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることがあります。

提出先

- 認定こども園（幼稚園部）・幼稚園等
※多可町外を含む



希望される園へ提出
スマート申請の場合は申請書（控）を
印刷のうえ希望園へ提出

- 認定こども園（保育園部）
小規模保育施設・保育所等
※多可町外を含む



こども未来課へ提出

※こども未来課の受付時間は、8時30分～17時15分まで（平日のみ）

申込期間

令和4年10月11日（火）～10月31日（月）

※締切日以降も受付可能ですが、締切日までに申し込まれた方から調整します。

※年度途中で新規入園を検討中の方も、申込締切日までにお申し込みいただくことをおすすめします。（育児休業等の年度途中からの職場復帰予定等）

※多可町外の教育・保育施設を希望される場合、受付期間や必要書類等が異なりますので、施設所在地の市町村にご確認のうえ、お申込ください。

入園決定等について

認定こども園の幼稚園部を申し込まれた方については、入園希望施設が選考し、可否を決定します。

申込期間内に申し込まれた方は11月初旬～中旬に、申込施設から入園の可否の通知があります。期間外に申し込まれた方は随時、申込施設から入園の可否の通知があります。

認定こども園の保育園部及び小規模保育等の保育利用を申し込まれた方については、保育を必要とする事由やその状況に応じ、『多可町保育施設入所選考基準要綱』（21～23ページ）に従って優先度を決定し選考します。ただし同一施設において、幼稚園部から保育園部への変更による新規申込者は選考の対象と致しません。

申込期間内に申し込まれた方は令和5年2月初旬頃に、町から入園の可否の通知をします。期間外に申し込まれた方は随時、町から入園の可否の通知をします。

また、保育料決定通知書を令和5年3月末頃に郵送します。なお、幼稚園部・幼稚園の全年齢と保育園部・保育所の3～5歳児は、無償化の対象となりますので、通知は致しません。

注意事項

○多可町外の教育・保育施設に申し込む場合、町内に住民登録があれば、多可町に申し込みをしてください。ただし、市町村によって申込締切日や申込可能な条件が異なりますので、希望される教育・保育施設のある市町村の担当課に必要書類、申込条件等を確認のうえ申し込みください。

○途中入所も随時受け付けていますが、各施設の状況により、ご希望の施設に入園できない場合があります。

○入園当初から慣れない環境で1日生活することは、お子さんにとって大変な負担となります。こうした負担を軽くするために、入園後「ならし保育」期間があります。期間については、お子さんの年齢・状態や各施設の方針により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

○次の場合には、認定期間にかかわらず入園決定を取り消すことがあります。

- ・提出書類に虚偽の記入があった場合
- ・期限までに必要書類の提出がない場合
- ・入園要件に該当しなくなった場合

○令和5年度 2～3号認定選考について

【第1次選考】

<町内>

10月11日（火）～10月31日（月）に書類の提出を完了された方。

<町外>

住所地の市町村における申込期間内に提出し、かつ11月11日（金）までにこども未来課に委託書類が届いた方。

【第2次選考】

<町内>

11月1日（火）～12月20日（火）に書類の提出を完了された方。

<町外>

11月14日（月）～12月20日（火）までにこども未来課に委託書類が届いた方。

【第3次選考】

<町内>

12月21日（水）～令和5年1月20日（金）に書類の提出を完了された方。

<町外>

12月21日（水）～令和5年1月20日（金）までにこども未来課に委託書類が届いた方。

【第4次選考】

<町内>

令和5年1月23日（月）～2月20日（月）に書類の提出を完了された方。

<町外>

令和5年1月23日（月）～2月20日（月）までにこども未来課に委託書類が届いた方。

【第5次選考】

<町内>

2月21日（火）～3月20日（月）に書類の提出を完了された方。

<町外>

2月21日（火）～3月20日（月）までにこども未来課に委託書類が届いた方。

これ以降同様の取扱いで、入園の調整決定を行います。



〈保育を必要とする事由の認定基準〉

【別表1】

保育を必要とする事由	認定の基準・有効期間	必要な書類 (保育を必要とする事由証明書等)
1 就労	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労 居宅外、居宅内を問わない 日常の家事以外の労働をしていること 月48時間以上の労働に従事していること(週3日以上、1日4時間以上) 一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く <p>※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保育を必要とする事由証明書(※勤務証明書) ○自営業(個人)・農業においては、事業所得の申告書等
2 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> 出産予定月を含む最長5か月(出産予定月の2か月前から2か月後の間) 双子などの多胎妊娠の場合は、最長7か月(出産予定月の4か月前から2か月後の間) 母親の健康状態により期間は延長できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳(写) ○診断書等
3 保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合 1か月以上状態が続くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者手帳 ○療育手帳
4 同居または、長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> 同居または長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど 1か月以上状態が続くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況が分かる書類
5 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 起業準備を含む 3か月を限度とする 期間経過後も保育が必要な状況である場合は、こども未来課までご相談ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークカード(写) ○雇用保険受給者資格証 ○求職活動申立書等
6 災害	<ul style="list-style-type: none"> 火災、風水害、地震等で住居等が被災し、復旧にあたっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○申立書 ○り災証明書等
7 就学	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校等における職業訓練を含む <p>※自動車教習所、加チャースクール等は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書 ○学生証 ○時間割等スケジュールが分かるもの
8 虐待やDVのおそれがあること	<ul style="list-style-type: none"> 保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること 保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> 原則、育児休業の対象児童が満1歳になる月末までとする。その児童が入園できないことにより、育児休業を延長する場合、延長することができる(※ただし、延長が必要な場合、こども未来課へ要申出。) 年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと <p>※全てにおいて原則復職予定であることを必要とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○申立書 ○育児休業取得期間証明書 ○育児休業証明書 ○育児休業給付金支給決定通知書
10 その他、上記に類する状態として町が認める場合	<ul style="list-style-type: none"> 1～9に類する状態として町が認める場合であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○町が必要と認める書類(各事由ごと)

スマート申請

○入園の手続きにおいて、スマート申請ができるようになりました。窓口の受付時間外にも申請することができます。スマート申請の入園受付期間は、令和4年10月11日（火）～10月31日（月）です。

下記QRコードを読み取っていただくか、多可町ホームページのスマート申請からご利用ください。

スマート申請が初めての方



スマート申請を登録済みの方



○次の要件のいずれかに当てはまる方は、スマート申請ではなく、窓口にてお手続きください。

- ・令和4年1月1日時点の保護者の住所地が多可町外の方。
- ・町外の教育・保育施設の利用を希望する方
- ・障害者手帳等*をお持ちの世帯員がいらっしゃる方

*次に該当する場合、対象となります。

特別児童扶養手当支給対象児 身体障害者手帳 療育手帳

精神障害者保健福祉手帳 障害基礎年金の受給

- ・現在妊娠中で、令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に保育を必要とする事由の「妊娠・出産」の期間に該当する方
- ・現在妊娠中で、おなかのお子さんの申込みを希望する方

○入園の手続き等についてご相談されたい方は、スマート申請から“こども園等の入園手続き相談（窓口予約）”が便利です。

随時窓口やお電話でも対応いたしますが、ご予約の方を優先的にご案内いたしますので、ぜひご利用ください。



■保育料等について

保育料 ※基準額表は11～12ページ。金額は令和5年度当初予定基準額です。

お子さんの父母もしくは扶養義務者、または家計の主宰者の市町村民税額を合算した額に応じて決定します。

◆4月分から8月分までの保育料・・・令和4年度市町村民税額

◆9月分から翌年3月分までの保育料・・・令和5年度市町村民税額

※市町村民税の確認ができない場合、上限額の保育料となる場合があります。

★保育料は4月1日付の年齢で決定します。誕生日を迎えても年度内の年齢での保育料の変更はありません。

★保育料決定後に税額や世帯状況に変更があった場合は、保育料や副食費が変わることがありますので、必ずご連絡ください。

★保育料は、各施設とも同じです。

保育料軽減

○保育園部

同一世帯から2人以上の子どもが教育・保育施設等に入園されている場合、入園されている子どもの最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子・・・と数え、第2子は半額、第3子以降は無料です。

※市町村民税所得割が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢制限はありません。

※市町村民税所得割が77,101円未満のひとり親等世帯は、子どもの年齢制限はありません。また、第2子以降は無料です。

保育料の納付方法

○町内外の認定こども園、小規模保育施設等及び町外の公立保育所に通われる場合

保育料を直接教育・保育施設へ納付してください。お申込みの施設によって異なりますので口座振替日等は各施設へご確認ください。

○町外の私立保育所に通われる場合

多可町に納付してください。

納付方法は、原則口座振替となります。口座振替日は毎月25日（25日が休日の場合は、翌営業日）となります。

※口座振替済通知書は発行しません。通帳でご確認ください。

【振替可能金融機関】

三井住友銀行	但馬銀行	みなと銀行	中兵庫信用金庫
兵庫県信用組合	みのり農業協同組合	ゆうちょ銀行	

★保育料を納めていただけないときや納付に係る相談がないときは、退園していただく場合があります。また、法令の規定により財産の差押処分等を受ける場合があります。

令和5年度 利用者負担額（保育料）基準額表（案）

保育園部

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位:円)				多子 軽減 【注2】	年収 ※参考 (単位:円)		
		3歳未満児		3. 4. 5歳児					
階層	区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	0			
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)等※	0	0					/	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0						～約260万
3	市町村民 税所得割 課税額が 右の区分 に該当す る世帯 【注1】	48,600円未満	17,500	16,500				下表(例1)	～約330万
4		48,600円以上 57,700円未満	25,000	24,000					～約350万
		57,700円以上 73,000円未満							
5		73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000				～約470万	
6		97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000				～約540万	
7		133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000				～約640万	
8		169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900				～約930万	
9		301,000円以上	72,000	71,000		約930万～			

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である保護者世帯を含む。

・その他にかかる料金・・・給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

【注1】 保育料算定上の市町村民税所得割額には、つぎの税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。
 ・住宅借入金等特別税額控除 ・配当控除 ・配当割額控除
 ・株式等譲渡所得割額控除 ・寄付金税額控除 ・外国税額控除

【注2】 多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおり算定します。階層区分によって保育料の算定が変わります。

保育料の算定 第1子…全額 第2子…半額 第3子…無料 (実際の兄弟順位と異なる場合があります)

第3階層～第4階層内57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

例1	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	第4子 無料	第3子 無料	第2子 半額	国の政策を受けて無償			第1子 —		

第4階層内57,700円以上～第9階層→特定教育・保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

例2	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	第3子 無料	第2子 半額	第1子 全額	国の政策を受けて無償			就学前児童の中で第1子、第2子、第3子…と数える		

ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯について (保育園部)

入園児童の属する世帯の市町村民税額が77,101円未満で、次の㉗～㉙に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ㉗ 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ㉘ 同じ世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる
- ㉙ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

※該当する場合は、証明できる書類(児童扶養手当証書、障害者手帳など)を持参して申し出て下さい。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の区分	保育料(月額) (単位:円)				多子 軽減 【注3】
	3歳未満児		3. 4. 5歳児		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	/
市町村民税所得割課税額が77, 101円未満の世帯【注1】	8,300	7,800	0	0	下表 (例3・4)

【注3】 多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定をし、第2子以降は無料です。

保育料の算定 第1子…全額 第2子…無料

	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
例3	兄弟順位	第3子 入園中	第2子 入園中	第1子 入園中						
	保育料	無料	無料	全額	国の政策を受けて無償					
例4	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生～
	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	無料	無料	無料	国の政策を受けて無償			—		

令和5年度 利用者負担額 (保育料) 基準額表 (案)

幼稚園部

満3歳児から5歳児まで

無 料

※その他にかかる料金…給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

🍴 副食費免除の対象 🍴

◆ 幼稚園・認定こども園の幼稚園部のお子さん(1号認定)

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	×	×	○

◆ 保育所・認定こども園の保育園部で3歳児以上のお子さん(2号認定)

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 57,700 円以下 (ひとり親等世帯*の場合 77,100 円以下)	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 57,701円以上 (ひとり親等世帯*の場合 77,101円以上)	×	×	○

*ひとり親等世帯とは、ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯です。

※第3子以降は、下記基準にて算定します。

	1号認定	2号認定
上記の表のAに該当	年齢に関係なく世帯の子の数	
上記の表のBに該当	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

◆ 保育所・認定こども園の保育園部で0～2歳児のお子さんの副食費は、保育料に含まれます。 (3号認定)



■入園申込み後の手続きについて

各種変更手続き

入園開始日は毎月1日、退園日は毎月月末としています。

各種変更手続きの締切日は、原則、変更希望月の前月20日までとしており、翌月初日から変更内容を適用します。

次の場合は、こども未来課（32-2385）へ必ず手続きください。

状 況	必要となる手続き・提出書類等
入園前で、申し込みの取り下げをしたい場合	『教育・保育施設入所申請取り下げ届出書』
入園前で、入園月を変更したい場合	『入園変更申請書』
保護者の仕事が変わった場合	『保育を必要とする事由証明書』（新たな就労内容で）
保護者が仕事を辞めた場合	『退園届』（原則退園となります） 保育を必要とする事由が変更となる場合（求職活動など）は、 『支給認定変更申請書』 『保育を必要とする事由証明書』
妊娠した場合	『支給認定変更申請書』 『保育を必要とする事由証明書』
世帯の構成が変わった場合（再婚・離婚等）	『支給認定変更申請書』 その他内容に応じて、必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
同居の家族が、障害者手帳等を取 得した場合	『支給認定変更申請書』 その他内容に応じて、必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
入園時の市町村民税額に変更があ った場合	修正申告等を行った場合は、申告書の写し
町外へ転出する場合	『退園届』 転出後も引き続き利用を希望される場合は、転出先の市町村 窓口で入園申請等の手続きが必要です。
退園する場合	『退園届』

現況届

認定の有効期間が1年以上であっても、認定事由に該当していることや現況の確認のため、1年に1回を基本に『教育・保育施設等利用にかかる現況届』と『保育を必要とする事由証明書』を提出していただきます。

■通園バスについて

加美区・八千代区におきましては、町が通園バスの運行を行います。通園バスの手続きは、スマート申請でも受け付けます。9ページのQRコードまたは多可町ホームページからご利用ください。

中区は園が通園バスの運行を行いますので、中区の園を利用の方は、手続き等について園に直接お問い合わせください。

申込手続き

利用開始日は毎月1日からとしています。

開始希望月の前月20日までに、申込書を提出してください。

加美区・八千代区の園をご利用の方は、こども未来課に提出してください。

申込の際には、自宅周辺地図（手書きまたは印刷物）を必ず添付してください。

*申込書の写しを、ご利用の園とバスの運行会社に提供致しますので、ご了承ください。

利用料金

片道1,000円/月

往復2,000円/月

※申し込みをされましたら、利用回数にかかわらず月額をいただくことになります。

停留所・時刻表

加美区・八千代区の園を利用の方は、16ページの停留所を参照ください。

乗降時間は、後日各園からお知らせします。申込者の増減により、乗降時間が多少変更になることがありますので、ご了承ください。

利用可能年齢

満2歳の誕生日の翌日から

申込必要書類

- ① 通園バス利用申込書（こども未来課へ提出）
- ② 口座振替依頼書（各金融機関へ提出）〈加美区・八千代区の園利用者のみ〉
※口座登録には金融機関での審査が必要となりますので、各金融機関窓口に出してください。

納付方法

納付方法は原則、口座振替となります。口座振替日は毎月25日（25日が休日の場合は、翌営業日）となります。

※口座振替済通知書は発行しませんので、通帳でご確認ください。

【振替可能金融機関】

三井住友銀行	但馬銀行	みなと銀行	中兵庫信用金庫
兵庫県信用組合	みのり農業協同組合	ゆうちょ銀行	

★利用料を納付期限までに納付いただけない場合は、通園バスの利用ができません。

※バス利用を変更・中止される場合、「通園バス利用変更・中止届」を提出してください。

変更開始日は毎月1日からとしています。

変更希望月の前月20日までに、変更届をこども未来課に提出してください。

○通園バス（加美区・八千代区停留所）

キッズランドかみ		キッズランドやちよ	
集落名	停留所名	集落名	停留所名
山寄上	バス転回所	大屋	バス停（大屋）
鳥羽	鳥羽上バス停	坂本	バス停（坂本）
清水	清水（上）	中村	バス停（中村）
	清水（下）	横屋	バス停（横屋）
轟	轟公会堂	下村	バス停（下村）
山口	山口公会堂	門田	バス停（門田）
西山	西山グラウンド前	赤坂	バス停（赤坂）
市原	市原用水池又は公会堂	俵田	バス停（俵田）
丹治	丹治公会堂	中野間	バス停（川西）
大袋	北カイチ団地前又は藤田自動車前		バス停（中野間）
三谷	三谷農業倉庫前（記念碑）		バス停（県信前）又は八千代プラザ
箸荷	箸荷村づくり館		バス停（花の宮ワワ-ショップ かじま）
門村	門村消防庫前		バス停（花の宮伊藤医院）
杉原	東田酒店前	下野間	バス停（野田団地）
奥豊部	奥豊部バス停		バス停（天神下・保木・本村）
観音寺	三友物流車庫前	仕出原	バス停（仕出原南）
豊部	郷領集会所	上三原	バス停（上三原）
	森内集会所	中三原	バス停（川上・局前・岩の内）
	豊部公会堂	柳山寺	バス停（観音寺・柳山寺・尾崎前・原）
	久保ヶ谷集会所	下三原	バス停（下三原・住宅前）
熊野部	熊野部公会堂		
棚釜	棚釜公会堂		
多田	多田公会堂		
奥荒田	奥荒田公会堂		
的場	的場公会堂又は南直売所		
	的場西		
寺内	旧みなみ保育所又は交流会館		
	えだ・月ヶ花		
西脇	西脇公会堂		
山野部	農業倉庫前		



支給認定申請書 兼 教育・保育施設等利用申請書(保育児童台)

記入例

必ずご記入願います。

多可町長 様

この方に通知を送ります。

申請日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
保護者氏名	多可 一郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。併せて、教育・保育施設の利用(調整)を申し込みます。

申請児童について	(フリガナ) 氏名	第〇子	生年月日・歳	性別	児童について心配な事柄 発達・アレルギー・病気等
	タカ タロウ 多可 太郎	第2子	平成・令和 31年 4月 2日生 3 歳 (令和5年4月1日現在)	男 女	卵アレルギーがあり、除去願います。等
	①特別児童扶養手当 ②身体障害者手帳 ③療育手帳 ④精神障害者保健福祉手帳 ⑤サポートファイル ⑥こどもの発達ノート ※該当するものを〇で囲む ※①～④は、手帳又は証書の写しの提出必要				
保護者住所 連絡先	現住所 : 〒679-1192 多可郡多可町中區中村町 123 番地 電話番号 : 090-1234-5678				R4. 1. 1時点の住所 多可町内・多可町外
保育の希望の有無(※)	有: 保護者の学業・疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する場合 無: 日中に連絡のとれる電話番号を必ずご記入願います。				

特に心配なことや、アレルギーの種類や病名などご記入ください。

R5.4.1 現在の年齢をご記入ください。

- (※)・「保育施設等」は、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」を〇で囲んだ場合は、①・②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況(申請児童を除く同居者を全員記入して下さい。また、単身赴任等、別居で同居している世帯員も記入して下さい。)

区分	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等	勤務先/学校名等 勤務先等電話番号
児童の世帯員	タカ イチロウ 多可 一郎	父	S59・11・1	38	公務員	多可町役場 (0795) 32-2380
	タカ ハナコ 多可 花子	母	S61・5・1	36	会社員	〇×産業(株) (0000)〇〇-〇〇〇〇
	タカ ハルコ 多可 春子	姉	H27・7・1	7	学生	中町南小学校 (0795) 32-0011
	タカ ソウイチロウ 多可 宗一郎	祖父	S36・12・1	60	会社員	(株)△□会社 (000)〇〇〇-〇〇〇〇

保育料等が軽減される場合があるので、必ずご記入ください。

住民票を分けていても、同一家屋に居住するすべての方を記載ください。単身赴任など別居中の父親や母親も必ずご記入ください。※二世帯住宅など独立した生活空間が別に確保されている場合を除く。

手帳又は証書の写しの提出が必要です。

生活保護の適用の有無	適用なし	適用あり (年 月 日保護開始)
------------	------	-------------------

(裏)

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 ○年 ○月 1日から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	利用希望期間をご記入ください。
	第1希望 ○○○園	
	第2希望 ○○○園	(希望理由) 勤務先に近いため
	第3希望 ○○○園 (○○市)	(希望理由) 勤務先に近いため

保育園部希望の方は、必ず第3希望までご記入ください。

③保育の利用を必要とする理由

幼稚園部は記入不要	必要とする理由	具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）等
保育の利用を必要とする理由	父 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	月～金曜日 20日/月 8時30分～17時30分勤務
	母 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	月～金曜日 20日/月 9時30分～17時30分勤務
	祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧	月～金曜日 20日/月 9時～16時勤務
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	
保育の必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間希望 <input type="checkbox"/> 保育短時間希望	
希望する利用時間等	利用曜日 月 曜日から 金 曜日	利用時間 8時30分から18時00分まで

保育の利用を必要とする具体的な状況をご記入ください。

④入所（園）に係る同意・承諾事項

<p>入所（園）の承諾、保育の実施、利用に対して同意します。また、翌年度入所の通知が遅れて通知されることを承諾します。</p> <p>①町が同一世帯員の町県民税の情報負担額について、利用予定保育施設と。</p> <p>②町が世帯員の就労状況について、勤務先の雇用主等その他の関係者に対して調査すること。</p> <p>③在所（園）の保育支援のため、母子保健担当課の発達相談記録等の情報を必要に応じ活用すること。</p>	<p>選択してください。</p> <p>多可町内の施設の場合、 保育標準時間：7:30～18:30 保育短時間：8:30～16:30</p> <p>※『保育を必要とする事由証明書』により決定しますので、ご希望に添えない場合があります。</p>	<p>とに書等 用者るこ</p>
保護者氏名	多可 一郎	

*以下 町記入欄

受付年月日	令和 年	ご確認のうえ、署名を必ずお願いします。 署名のないものは受付できません。	
認定の可否 可・否 R・・認定	(否とする理由)	認定番号	認定区分等 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給（入所）の可否 可・否	(否とする理由)	支給（利用）期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
入所施設（事業者）名			
備考			

保育を必要とする事由証明書 (学童保育・保育施設等利用申込用)

- ① 18歳以上65歳以下の同居家族全員(学生を除く)分を提出してください。
- ② 申込みの3か月以内に提出されている場合は提出不要です。

記入日 **令和〇年〇月〇日**

住所	多可町 中 区 中村町123 番地
氏名	多可 太郎
電話番号	090-0000-0000
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()

児童

施設名	氏名
〇〇クラブ	一郎
▲▲▲園	二郎
▲▲▲園	三郎

次の□にチェックを入れ、該当の番号へ進んでください。保護者(申込者)様が記入してください。

- 家庭外労働・自営業(法人)・内職の場合
 - 下記の①-1(事業主の証明)
(記入例を添えて事業所に証明を依頼してください。)
- 自営業(個人)・農業をしている場合
 - 裏面の①-2
(自営業・農業...民生委員・児童委員の確認)
- 妊娠・出産の場合
 - 裏面の②(手帳の写し等)
- 疾病または身体に障がいがある場合
 - 裏面の③(手帳の写し等)
- 看護・介護にあたる場合
 - 裏面の④(手帳の写し等)
- 求職中の場合(保育施設等利用者のみ)
 - 裏面の⑤(「ハローワークカード」の写し等)
└ 学童保育は入所要件となりません。
- 就学の場合
 - 裏面の⑥(在籍証明書の写し等)

①-1 勤務証明書

勤務先の事業所様が記入・証明してください。

家庭外労働(育児休暇を含む) ・自営業(法人) ・内職	雇用形態	正規 ・ 臨時 ・ パート ・ その他 ()	通勤時間
	雇用期間*	<input type="checkbox"/> 無期 (年 月 日から勤務) <input checked="" type="checkbox"/> 有期 (令和〇年 〇月 〇日から令和〇年 〇月 〇日まで) <input type="checkbox"/> 就労予定 (年 月 日から 年 月 日まで)	
	職種名	事務職	1日平均 8時間 (休憩含む)
	勤務時間	9時00分～17時00分 まで	往復
	勤務日数	週 5日勤務 ・ 1か月 20～22日勤務	
	出勤日	月・火・水・木・金 ・土・日・シフト制	月合計 160～176時間 (休憩含む)
	産休・育休*	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	40
上記の通り相違ないことを証明します。			分
令和〇年〇月〇日			
所在地		〇〇市〇〇〇〇〇〇番地	
事業所名		〇〇株式会社	
代表者名		代表取締役 〇〇〇〇	
電話番号		0000-000-0000	
記入者		〇〇〇〇	

- *雇用期間が有期の方で、契約更新予定の場合は、就労予定の欄に更新予定期間も記入してください。
 - *産前産後休業・育児休業中の場合、復帰後の就労時間等も併せて証明をしてください。
- 上記の内容について、確認させていただく場合がありますが、ご了承ください。

問合せ先 多可町教育委員会 こども未来課
TEL 0795-32-2385

該当する所に記入してください。

保護者(申込者)様が記入してください。

①-2 自営業(個人)・農業をしている場合

自営業	事業所名(店名)	〇〇商店		〇年〇月〇日から営業
	職 種 名	食品販売		
農業	耕作面積	アール	栽培作物	
	家畜等の頭羽数	頭・羽		
共通	就業時間	8時00分～18時30分まで		1日平均10.5時間(休憩含む)
	就業日数	週5日勤務・1か月20～22日勤務		月合計210～231時間(休憩含む)
	事業の中心者	本人	本人以外	通勤時間(往復) 20分

民生委員様が確認し記入してください。が上記のとおり、相違ないことを確認します。

令和〇年〇月〇日 地区担当民生委員

住所 多可町 〇〇 区 〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇 (印)

営業等所得・農業所得の申告をされている方は証明不要です。

*営業等所得・農業所得の申告をされている方は、民生委員の証明は不要です。

② 妊娠・出産の場合

保護者(申込者)様が記入してください。

令和〇年〇月〇日 出産 ・ 出産予定 *母子手帳の写しを添付してください

③ 疾病または身体に障がいがある場合

保護者(申込者)様が記入してください。

次のとおり疾病や心身障がいがあるため、保育ができないことを申し立てます。

入院 通院 自宅療養 ※病気の場合は診断書(保育の困難な状況の証明)、障がい者の場合は手帳の写しを添付

病 名	〇〇〇	障がい名	
月 次	〇〇〇病院	手帳の種類	
水 木		等 級	
期 間	〇年〇月から〇年〇月まで		

④ 看護・介護にあたる場合

保護者(申込者)様が記入してください。

次のとおり看護・介護にあたるため、保育ができないことを申し立てます。

看護等の対象者氏名	多可 四郎	電話番号	0000-00-0000
住 所	多可町〇〇区〇〇	看護・介護開始日	〇年〇月から
看護・介護日数	平均18～20日/月	看護・介護時間	平均108～120時間/月
看護・介護の内容	食事・排泄の介助、通院の付き添いなど		

民生委員様が確認し記入してください。が上記のとおり、相違ないことを確認します。

令和〇年〇月〇日 地区担当民生委員

住所 多可町 〇〇 区 〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇 (印)

診断書等の写しを添付される方は証明不要です。

*診断書等の写しを添付される場合は、民生委員の証明は不要です。

⑤ 求職中の場合 (保育施設等利用者のみ)

保護者(申込者)様が記入してください。

① 公共職業安定所に登録済み *公共職業安定所から交付を受けている「ハローワークカード」の写しを添付してください。

2 その他求職方法 ()

求職活動期間 令和〇年〇月から

⑥ 就学

※在籍証明書又は学生証と、授業計画書等授業時間が確認できる書類の写しを添付

保護者(申込者)様が記入してください。

就学	学校名称	〇〇〇学校	電話番号	0000-00-0000
	所在地	〇〇市〇〇 〇〇番地	通学時間	往復60分
	就学年月日	〇年 〇月から 〇年 〇月まで	就学	就学予定
	就学時間	9時00分～16時30分(1日平均7時間・月平均20日)		
	就学形態	通学 ・ 通信 ・ 通信(スクーリング有)		

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）の利用に係る児童の選考基準を定めることにより、その公正な選考を確保することを目的とする。

(入所の選考)

第2条 町長は、保育所等ごとの利用を希望する児童の数が当該保育所等を利用可能な児童数を超える場合は、当該保育所等を利用する児童の選考を行うものとする。ただし、保育所等に入所中の児童（継続児童）に関しては、選考の対象としない（多可町内に住民登録のある世帯に限る。）。

2 前項の選考は、保護者の状況等に応じ、別表1及び別表2により算出した点数（以下「選考点数」という。）の高い児童から優先的に利用させるものとする。

3 前項の選考点数が同点の場合は、別表3で定める事項により優先順位を決定するものとする。ただし、決定することができなかった場合は、別表1により算出した点数の高い児童から優先的に利用させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年7月12日告示第67号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）
 入所選考基準点数表

番号	区分	細目	内容	点数
1	就労	被雇用者	月160時間以上就労している	13
			月120時間以上160時間未満就労している	11
			月80時間以上120時間未満就労している	9
			月48時間以上80時間未満就労している	7
		自営業等 (中心者)	被雇用者の内容と同じ	7～13
		自営業等 (協力者)	月160時間以上就労している	11
			月120時間以上160時間未満就労している	9
			月80時間以上120時間未満の労している	7
			月48時間以上80時間未満就労している	5
		内職	自宅で物品製造等に月120時間以上従事している	7
自宅で物品製造等に月48時間以上120時間未満従事している	5			
2	妊娠・出産	妊娠中・産前産後	10	

3	疾病・障害	入院	1か月以上の入院が決定している	10
		通院	週4日以上の通院をしている	7
		自宅療養	自宅にて療養している	5
		心身障害	障害者手帳（身体1・2級、療育A、精神1級）の交付又は要介護認定（3級以上）を受けている	8
			障害者手帳（身体3級以下、療育B、精神2級以下）の交付又は要介護認定（2級以下）を受けている	6
4	家族の介護・看護	入院	入院している家族に常時付き添っている	9
		通院	週4日以上の通院をしている家族に付き添っている	7
		自宅療養	家族が自宅にて療養している	4
		心身障害	障害者手帳（身体1・2級、療育A、精神1級）の交付又は要介護認定（3級以上）を受けている家族の介護（看護）をしている	8
			障害者手帳（身体3級以下、療育B、精神2級以下）の交付又は要介護認定（2級以下）を受けている家族の介護（看護）をしている	6
5	災害	火災、風水害、地震等で住居等が被災し、復旧にあたる場合	13	
6	求職中 (起業準備含む)	就労先が内定している（番号1の内容と同じ）	5～13	
		就労先が未定である	2	
7	就学	職業訓練校等に就学している	9	
		通信教育で就学している	5	
8	虐待・DV	虐待又はDVにより、家庭で保育を行うことが困難である	13	
9	育児休業 (転園の場合)	年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達環境上の変化が好ましくない場合	7	

備考

- 1 基準点数は、保護者それぞれの点数を合算した点数とする。
- 2 複数の内容に該当する場合は、点数が高い方を適用する。

別表2（第2条関係）

入所選考調整点数表

区分	内容	点数
加点	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	+4
	父又は母の死亡、離別、行方不明等でひとり親の世帯	+15

	兄弟姉妹で同じ保育所等へ利用を希望する場合	+ 3
	入所申請児童が障害を有している場合	+ 3
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児	+ 3
	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務又は勤務予定である場合	+ 3
	父又は母が放課後児童クラブ指導員として勤務又は勤務予定である場合	+ 2
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+ 2
	育児休業明け、産休明けの場合	+ 3
	児童相談所等の関係機関から通告等により、児童養護の観点から優先的な取扱いが必要な場合（里親委託である場合を含む）	+ 4
減点	同居の親族が65歳以下で入所選考基準点数表6（内定の場合を除く）を除くいずれの内容にも該当しない場合	- 2
	町外在住者（入所予定月までの転入予定者及び保育所等を設置している法人の在勤者が同法人の設置する保育所等を希望する場合を除く）	- 8
	正当な理由なく保育料（給食費等の実費を含む）を3か月以上6ヶ月未満滞納している場合	- 5
	正当な理由なく保育料（給食費等の実費を含む）を6か月以上滞納している場合	-10

備考

- 1 調整点数は、世帯を単位として適用する。
- 2 複数の内容に該当する場合は、全てを合算する。

別表3（第2条関係）

選考点数が同点の場合の優先順位

優先順位	項目
1	多可町内に住民登録がある世帯（入所予定月までの転入予定者を含む）
2	希望園順位が高い世帯
3	選考時点で「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当し、待機児童となっている者
4	選考時点で「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当しないが、入所保留となっている者
5	前年度の第1希望の保育所等に転園を希望する世帯
6	児童数の多い世帯

多可町教育委員会 こども未来課

電話番号 0795-32-2385 (直通)

所在地 〒679-1192

多可町中区中村町123番地 (新庁舎3階)